

盛岡広域振興局長告示第37号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、岩手山麓南部土地改良区（岩手郡滝沢村）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年3月29日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 就任

理事

工 藤 肇 岩手郡滝沢村滝沢字外山194番地2

2 退任

理事

大 森 光 雄 岩手郡滝沢村滝沢字平蔵沢182番地145